

令和5年度 介護予防センター運営方針（案）の主な変更点及び変更の主旨について

全体を通じた変更点

- 令和5年度運営方針では、取組項目（重点取組項目及び基本取組項目）について基本的に前年度を踏襲しており、令和4年度に引き続き、市として重点的に取り組んでいただきたい取組と考えている。
- なお、令和5年度の運営方針においても、重点的に取り組んでほしい取組を重点取組項目として設定したが、これに加え、これまでと同様、地域課題に応じて重点的に取り組むべき項目をセンターごとに設定し、取り組むことは差し支えない。

2 取組項目 p1~2

- 令和5年度運営方針についても、取組項目（1）～（4）の中に、各重点取組項目と基本取組項目がある構成となっている。
- 令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が一定数残るものと想定されるが、地域の意向を念頭に活動継続に努めるよう記載。
- なお、活動継続を強制する意図ではないが、活動に強い不安感を持つ地域に対しても、感染症対策に係る活動時の留意点や、他地域の活動状況等も積極的に提示しながら、多様な手法をもって支援にあたることを期待する。

2 取組項目（1） p3~8

- 【重点取組項目】
 - ・ 「ア 介護予防が必要な高齢者の把握」の項目内に、令和5年度から地域包括支援センターに設置される“フレイル改善マネジャー”に関する内容を追記。
 - ※ 令和5年度は北区をモデル区とする
 - ※ フレイル改善マネジャーの詳細は新規に追記した参考説明（p6）を参照
 - ・ フレイル改善マネジャーから介護予防教室等に繋がった高齢者については、その後もモニタリングを行い、定期的に効果検証をする必要があることから、定期的にフレイル改善マネジャーと情報の共有を図ること。
 - ・ 「イ 総合相談支援の充実」の項目について、介護予防センターが多様な相談を主体的かつ能動的に受け止め、各機関へ繋ぐ役割を担うことについて文言を修正。
- 【基本取組項目】
 - ・ 「イ 地域の介護予防活動等のマップ・リストの更新」について、関係機関との連携体制の構築だけではなく、共同で作成すること等により、より効果的な情報提供が可能となることから、一体的な取組を意識する旨を追記。
 - ・ 「ウ 地区地域ケア会議の効果的な実施」について、選定するテーマやターゲットによって必須ではないが、必要に応じて、生活支援コーディネーターの各協議体や区社会福祉協議会に情報提供のうえ、連動を図る旨を追記。

2 取組項目(2) p9~12

○【現状・課題】

- ・ 「令和3年度 介護予防に資する住民主体の通いの場の展開状況調査」の結果を踏まえ更新。

○【重点取組項目】

- ・ 「ア 通いの場の立ち上げ支援」について、継続支援が長期化して依存を助長することのないよう留意する必要があることから、将来的な自主活動化を当初から示し、リーダーやサポーターの養成も念頭に置いた支援に取り組むよう追記。
- ・ 「イ 住民主体の介護予防活動の継続に向けた支援」について、新たな通いの場の把握と支援に期待することから、既に把握する通いの場だけでなく、新規団体との積極的な関りを持つよう追記。
- ・ コロナ禍で活動を休止している団体への再開支援に向けては、担当地区内の他団体の活動状況やコロナ禍での活動の留意点等、具体的な情報を提供するよう追記。

○【活動指標】

- ・ 「支援する通いの場のうち、新規に支援した通いの場の数」(新規)

2 取組項目(3) p13~15

○【重点取組項目】

- ・ 「ア リーダーの育成及び支援」について他の介護予防センターと共同実施する場合、区内のセンターに限らず、他区のセンターとの共同実施を可とするよう修正。
- ・ 区外に限らず、他のセンターと共同実施する場合には事前に介護保険課又は各区保健福祉課に事前に相談するよう追記。

○【活動指標】

- ・ 「研修や講習、情報交換等を目的としたリーダー交流会等の実施回数」(新規)

2 取組項目(4) p16~19

○【現状・課題】

- ・ より効果的な支援に繋げるため、体力測定や質問調査票等の結果だけでなく、自立生活向上支援事業におけるデータ分析等も踏まえるよう追記。

取組目安の追記 p24

- 令和5年度運営方針では、各取組項目のうち、実施の目安の回数等を設ける内容について一覧で整理。